

# 労山遭難対策基金を規制するなと

## 2万名の署名

### 引き続き全会員の力で10万名署名の成功を

2006年7月25日

日本勤労者山岳連盟全国理事会

**労山遭対基金は、自主的で民主的な運営を行っている非営利の助け合い事業**  
国は新保険業法で、無理やり「遭対基金」を「営利を目的とする保険事業」にしようとしています。

「遭対基金」は、山での遭難時の多大な費用負担を軽減するために資金を積み立てている登山団体による自助・自衛の活動です。運営も全国の労山会員のボランティアに支えられ、民間保険に比べても手厚い給付を行っています。給付資金も万全に保全しています。会員だけを対象に、自主的にそして健全に運営してきた「遭対基金」が、なぜ国の厳しい規制にかけられなければならないのでしょうか。

#### **遭対基金は、労山の登山活動を支え発展させ、豊かにしている**

全国の会・クラブは、山行計画書の事前提出などにより自主的な山行管理と安全登山を大きく前進させています。また、「遭対基金」は、雪崩講習会など山岳遭難を減らすための登山者教育や登山環境の整備など安全対策にも役立っています。「遭対基金」はこれらの重要な活動を支える力であり、労山の守るべき宝です。

#### **日本の全ての自主的な共済運動と共同と連帯をして自主共済を守ろう**

労山だけではなく、「特定・不特定を問わず、掛け金を取っている団体は、すべて保険業」という国の一方的な共済介入に、日本の各地で怒りと抗議の声が起きています。

労山は、開業医の団体、中小業者の団体、医療機関の団体とつくっている「共済の今日と未来を考える懇話会」ともに国に対して交渉・署名・集会を行っています。この「懇話会」に参加協力する共済団体も増えてきています。

#### **各地で署名運動をひろげるために創意と工夫をしましょう**

第1次分は、2万名の署名がわずか2ヶ月で集まりました。これは、早速、金融庁に届けます。この勢いを止めることなく、引き続き、10万名の署名を目標に取り組みましょう。今回の締切は、8月31日です。

署名活動を広げるために、全国は勿論地方でも新聞に投書や投稿をしたり、有名登山家に賛同を求めたり、地元選出国会議員や財務金融委員に対して独自に国会と地元で要請を行いましょう。

会員の方々の署名は**8月31日までに**、労山全国連盟事務所に送って下さい。  
この要請署名は、**家族全員で書けます**。まず**家族中の署名を集めてください**。

# 新保険業法の対象としないことを求める要請

五味廣文金融庁長官 殿

2006年 月 日

## 【要請趣旨】

2006年4月1日に施行された新保険業法によって、私たち労山が会員の遭難事故救済を目的に、自主的で健全に運営をしてきた労山遭難対策基金の制度に著しい影響が生じます。

保険業法改正の趣旨は、いわゆる「ニセ共済」への規制が目的でした。私たち労山の遭難対策基金は、あくまで会員の遭難事故に対する相互扶助の制度であり、山での遭難事故防止のための教育活動などに貢献する基金として運営してきました。「ニセ共済」とは全く無縁であり、保険業として扱うこともそぐわない制度です。したがって、私たち労山の遭難対策基金を新保険業法で規制すべきではないと考えます。

私たちは、以下の点を要請いたします。

## 【要請項目】

1. 労山遭難対策基金を新保険業法の対象としないこと。
2. 市民団体が自主的で健全に行っている共済制度を新たに適用除外とすること。

氏名	住所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

日本勤労者山岳連盟

〒162-0814 東京都新宿区新小川町5番24号

TEL 03-3260-6331 FAX 03-3235-4324